平成３０年（フ）第２９号
千葉県館山市船形1159番地
債務者　川名　和彦
1　決定年月日時　平成30年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成３０年（フ）第４６号
千葉県大網白里市みどりが丘４丁目27番地11
債務者　在原　茂雄
1　決定年月日時　平成30年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成３０年（フ）第６４号
千葉県東金市台方82番地６　テラカドハイツ202
債務者　山本　慶太
1　決定年月日時　平成30年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成３０年（フ）第６８号
千葉県山武市横田1073―57、住民票上の住所　千葉県佐倉市表町１丁目３番地13
債務者　芦田　　博
1　決定年月日時　平成30年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成３０年（フ）第７０号
千葉県大網白里市柳橋1062番地14
債務者　中川満壽子
1　決定年月日時　平成30年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成３０年（フ）第１１号
千葉県香取郡東庄町宮本257番地１（飯田コーポ中）
債務者　土屋　泰治
1　決定年月日時　平成30年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
千葉地方裁判所佐原支部

平成３０年（フ）第９１号
川崎市中原区宮内３丁目11番16号　ネバーランド中原　208
債務者　大内　美紀
1　決定年月日時　平成30年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成３０年（フ）第１１０号
川崎市宮前区野川544番地16　瀬戸マンション　302
債務者　菊　　富雄
1　決定年月日時　平成30年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成３０年（フ）第１４７号
川崎市中原区井田１丁目２番25号　四条ハイツ　205
債務者　大河原　崇
1　決定年月日時　平成30年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成３０年（フ）第１７２号
川崎市川崎区堀之内町13番地41　スカイコート川崎第８　102
債務者　井上　徳男
1　決定年月日時　平成30年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成３０年（フ）第２１１号
川崎市中原区市ノ坪322番地９
債務者　鈴木美登利
1　決定年月日時　平成30年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成３０年（フ）第２２６号
川崎市川崎区貝塚２丁目７番12号　Ｔ＆Ｅ　102
債務者　高津　隆二
1　決定年月日時　平成30年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成３０年（フ）第２３５号
川崎市多摩区登戸519番地　第２豊島荘　205
債務者　相葉　悦子
1　決定年月日時　平成30年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成３０年（フ）第２４１号
川崎市麻生区岡上1104番地１
債務者　森　　一正
1　決定年月日時　平成30年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成３０年（フ）第２４８号
川崎市幸区河原町１番地　河原町団地　２―1354
債務者　中村　明子
1　決定年月日時　平成30年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成３０年（フ）第２５１号
川崎市多摩区菅仙谷２丁目８番41号　桃梨ハイツＢ　102
債務者　清田　春江
1　決定年月日時　平成30年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成３０年（フ）第２６４号
川崎市麻生区岡上57番地１　フリースクエアー英　104
債務者　橋本　礼央
1　決定年月日時　平成30年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成３０年（フ）第２７７号
川崎市宮前区東有馬４丁目18番43号　第５グリーンハイツウチダ　203
債務者　島田　千春（旧姓金子・目黒）
1　決定年月日時　平成30年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係